

告示

埼玉県告示第四百四十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ニー〔二ー〕〔ベンゾ「*d*」〕〔一・三〕ジオキソールー五ーイル〕メチル
ー五ーニトローー*H*ーベンゾ「*d*」イミダゾールーーイル〕ー*N*・*N*ージエ
チルエタンーーアミン（通称名Methylenedioxyinitaz
e）及びその塩類
- ロ ニー〔四ー〕〔二ーフルオロエトキシ〕フェニル〕メチル〕ー五ーニトロ
ー〕〔二ー〕（ピロリジンーーイル）エチル〕ー*H*ーベンゾ「*d*」イミダ
ゾール（通称名Fluetonitazepine、N-pyrrolidin
o-fluetonitazene）及びその塩類
- ハ *N*ー〕〔二ー〕〔五ーメトキシーー*H*ーインドールー三ーイル〕エチル〕プロ
パ
ンー二ーアミン（通称名五ーMeOー*NiPT*）及びその塩類

二 効力発生の日

令和八年六月十八日